

坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加資格者の 変更手続きについて

1 変更申請

入札参加資格審査後、資格者名簿に登録された内容に変更が生じた場合には、「競争入札参加資格者変更届」に事実を証する書類を添付し直ちに管理者に提出しなければなりません。

変更申請は、申請業種区分（「建設工事」、「設計工事・調査・測量」、「物品・その他」）毎にそれぞれ提出する必要があります。

- ・ 本社の商号又は名称
- ・ 本店・主たる営業所の名称・所在地
- ・ 代表者の役職名・氏名（事業主の氏名）
- ・ 本店又は代理人を置く営業所の電話番号・ファクシミリ番号
- ・ 代理人を置く営業所の代理人氏名・役職名
- ・ 代理人を置く営業所の所在地・名称
- ・ 代理人を置く営業所の新設
- ・ 許可（登録）の有無
- ・ 許可番号・許可区分（特定・一般）
- ・ 組合員の変更（中小企業等協同組合の場合）

（1）変更申請に必要な提出書類

申請にあたっては、必ず下水道組合の独自様式をご利用ください。それ以外の様式（「埼玉統一様式」や「埼玉県電子入札用様式」等）での申請は受付いたしませんのでご注意ください

変更申請に必要な書類は、「下水道組合独自の様式」と「行政機関等から交付（作成）してもう書類」の2種類あります。すべてA4判に拡大又は縮小コピーをして提出してください。

提出書類は、郵送でも受付いたしますが、変更届の受領書は原則として発行いたしません。受領書が必要な場合は、貴社指定の様式に下水道組合の受付印を押印しますので、受領書用紙と相応の切手を貼った返信封筒を同封してください。

※ 「下水道組合独自の様式」については、下水道組合ホームページ [<http://www.stgesui.or.jp/>] からダウンロードしてください。

（インターネット環境がない場合には、総務課総務担当までご相談ください）

(2) 提出書類一覧

変更事項	様式をダウンロードして作成するもの	行政機関等から交付（作成）してもらい添付するもの
全変更事項共通	競争入札参加資格者変更届 様式第 20 号	
本社の商号又は名称	① 委任状 【代理人を置いている場合に限る】 様式第 2 号	①登記事項証明書【法人の場合】 ②許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要）
本店・主たる営業所の名称・所在地	① 委任状 【代理人を置いている場合に限る】 様式第 2 号	①登記事項証明書【法人の場合】 ②住民票【個人事業主の場合】 ③許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要） ④法人市町村民税の納税証明書又は営業所を設置した旨の「営業証明書」【所在市区町村が変更した場合】
	建設工事 様式第 6 号	
	② 営業所一覧表 設計・調査・測量 様式第 7 号	
	物品・その他 様式第 8 号	
	③ 営業所案内図 【坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合】 様式第 9 号	
④ 営業所写真 【坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合】 様式第 10 号		
代表者の役職名・氏名（事業主の氏名）	① 委任状 【代理人を置いている場合に限る】 様式第 2 号	①登記事項証明書【法人の場合】 ②許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要）
本店又は代理人を置く営業所の電話番号・ファクシミリ番号	建設工事 様式第 6 号	なし
	② 営業所一覧表 設計・調査・測量 様式第 7 号	
	物品・その他 様式第 8 号	
申請業種内容の変更がある場合（申請業種の取り下げや、委任先の変更等）	① 委任状 【新たに代理人を置く場合】 様式第 2 号	①許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要）
	建設工事 様式第 3 号	
	② 競争入札参加資格審査 個別申請情報 設計・調査・測量 様式第 4 号	
	物品・その他 様式第 5 号	
代理人を置く営業所の代理人氏名・役職名	① 委任状 【代理人を置いている場合に限る】 様式第 2 号	①許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要）

変更事項	様式をダウンロードして作成するもの	行政機関等から交付（作成）してもらい添付するもの	
代理人を置く営業所の所在地・名称	① 委任状	様式第 2 号	
	② 営業所一覧表	建設工事	様式第 6 号
		設計・調査・測量	様式第 7 号
		物品・その他	様式第 8 号
③ 営業所案内図	【坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合】	様式第 9 号	
④ 営業所写真	【坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合】	様式第 10 号	
代理人を置く営業所の新設	① 委任状	様式第 2 号	
	② 営業所一覧表	建設工事	様式第 6 号
		設計・調査・測量	様式第 7 号
		物品・その他	様式第 8 号
③ 営業所案内図	【坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合】	様式第 9 号	
④ 営業所写真	【坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合】	様式第 10 号	
許可（登録）の有無	① 競争入札参加資格審査 個別申請情報	建設工事	様式第 3 号
		設計・調査・測量	様式第 4 号
		物品・その他	様式第 5 号
	② 営業所一覧表	建設工事	様式第 6 号
	設計・調査・測量	様式第 7 号	
【建設工事の場合】 許可番号・許可区分 (特定・一般)	① 競争入札参加資格審査 個別申請情報	〔建設工事〕 様式第 3 号	
	② 営業所一覧表	様式第 6 号	
【協同組合等の場合】 組合員	① 組合員名簿	様式第 18 号	

①許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し
（許可登録を要さないものは不要）
②法人市町村民税の納税証明書又は営業所を設置した旨の「営業証明書」
【所在市区町村が変更した場合】

①許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し
（許可登録を要さないものは不要）
②法人市町村民税の納税証明書又は営業所を設置した旨の「営業証明書」

①許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し

①許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し
②取消しの場合は、許可（登録）取消通知書の写し

①組合員名簿

下水道の様式については、下水道組合ホームページをご覧ください。（組合ホームページアドレス <http://www.stgesui.or.jp/>）

(3) 提出書類の作成方法

申請様式全体 共通事項

- (1) 様式をダウンロードして作成する変更届等書類については、「マイクロソフト Excel 版」と「PDF 版」の 2 種類があります。必要に応じて使用してください。
- (2) 申請に使用できる漢字は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準とし、申請内容（人名及び法人名を含む）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えてください。
- (3) 「PDF 版」の変更届等書類の記載にあたっては、黒色のボールペン・インク等消えにくい筆記用具を用い、楷書ではっきりと記入してください。鉛筆書きは受け付けません。
- (4) 「競争入札参加資格者変更届」「委任状」等、押印を要する書類については、必ず朱肉にて押印した原本を提出してください。その他の添付書類はコピーでも結構です。
- (5) 「マイクロソフト Excel 版」で入力する場合は、「年月日」入力欄については、全て半角で西暦で入力してください

入力例：令和 2 年 4 月 1 日の場合：2020/4/1

【様式をダウンロードして作成するもの】

様式第 20 号 競争入札参加資格者変更届

任意様式 不可

変更申請は、申請業種区分（「建設工事」、「設計工事・調査・測量」、「物品・その他」）毎にそれぞれ提出する必要があります。

本様式は、変更申請を行う場合、必ず提出してください。

- (1) 「申請日」は、提出日を記載してください。
- (2) 本店又は主たる営業所の代表者印を押印し提出してください。代表者の変更の場合は、新しい代表者名で提出してください。
- (3) 変更する全ての事項について、様式中の表に記載ください。
変更事項が多く、様式に記載できない場合は、「変更事項」、「変更前」、「変更後」、「変更年月日」が分かる任意の表を別に添付してください。
- (4) 「申請事務担当者」欄は、この申請事務を実際に担当する方、その他申請内容について回答できる方の内容を記入してください。なお、行政書士が記入する場合は、氏名・電話番号を記入の上、押印してください。

様式第 2 号 委任状〔業種共通〕

任意様式 不可

- (1) 組合に対する契約権限（入札・見積り、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領、復代理人の選任、これらに付帯する一切のこと）を、登録有効期間中、代表者に代わって経常的に支店長・営業所長の代理人に委任する場合に提出してください。

代理人を設置することができる支店・営業所は、組合と常時契約業務を行う事業所として相応の責任のある者が常駐する事業所であり、申請業種についての許可・登録等を要する場合については、それらの許可・登録を有する支店・営業所等に限り、希望業種（最大 5 業種）ごとに置くこと

ができますが、委任状に記載された権限の一部のみを委任することは認めません。

また、代理人の使用印鑑は、入札書・見積書・契約書等に使用することとなるものです。特に法人の場合は、印影に「商号・支店（営業所）名・役職名」が刻印されているものを使用し、代理人個人名の印や社内用の印（例えば印影が単なる「代表取締役之印」や「営業所長之印」等）は、使用しないでください。

委任期間は、2021年3月31日までとしています。

(2) 右下「(変更時)委任業種の変更」欄は、

- ・ 申請していた業種の取り下げ又は許可情報である許可区分、委任の有無、代理人の許可区分等の変更がない場合は、「変更無」を記載してください。
- ・ 変更がある場合は「変更有」を選択し、「競争入札参加資格審査個別申請情報〔建設工事〕、〔設計・調査・委託〕、〔物品・その他〕」（様式第3、4、5号）も提出してください。

様式第3号 競争入札参加資格審査（変更） 個別申請情報〔建設工事〕

任意様式 不可

申請していた業種の「取り下げ」又は許可情報である「許可区分」、「委任の有無」、「代理人区分」の変更がある場合に再提出してください。

本様式の記載にあたっては、当初申請した時点の経営事項審査の総合評定値通知書から、該当項目を転記してください。

当初申請した様式のコピーを二重線で修正して頂いても構いません。

ただし、建設業許可更新時に許可を受けなかった業種については取り下げをいただくことになります。

(1) 取り下げの場合：

「申請内容」の欄で「取り下げ」を選択又は記入し、取り下げる業種を申請業種欄で記載してください。その他の項目については、記載の必要はありません。

※取り下げた業種及び新規業種の年度途中の追加は受け付けませんのでご注意ください。

(2) 変更の場合：

「申請内容」の欄で「変更」を選択又は記入し、変更する業種を申請業種欄で記載してください。その他の項目については、変更がある項目のみ記載してください。

(3) 「委任の有無」欄は、代理人を置く場合に「1」を選択又は記入し、代理人を置かない場合は空欄としてください。

なお、代理人を置く場合は、別途「様式第2号 委任状」が必要となります。

(4) 委任先が複数になる場合は、当組合にご確認ください。

様式第4号 競争入札参加資格審査（変更） 個別申請情報〔設計・調査・測量〕

任意様式 不可

申請していた業種の「受注希望の取り下げ」、又は「業務分類」の「登録状況」、「委任の有無」、「代理人の登録状況」の変更がある場合に再提出してください。

本様式の記載にあたっては、当初申請したものを基本とします。当初申請した様式のコピーを二重線で修正して頂いても構いません。

※ 測量業務及び建築関連コンサルタント業務を申請している場合で、代理人を置いている場合は、その営業所で「業者登録」を受けている必要があります。

入札参加資格登録の有効期間中、営業所登録が更新できない場合は、「受注希望の取り下げ」、又は「委

任の有無」の変更をしなければなりません。

(1) 審査基準日は、変更が生じた日を記載してください。

(2) 取り下げの場合：

「申請内容」の欄で「取り下げ」を選択し、取り下げる「業務分類」の「受注希望」欄に、「1」を記載してください。

取り下げた業種及び新規業種の年度途中の追加は受け付けませんのでご注意ください。

※申請業種の追加は、追加申請時（和暦の奇数年）のみとなります。

(3) 変更の場合：

「申請内容」の欄で「変更」を選択又は記入し、変更する「業務分類」の「受注希望」欄に、「2」を選択又は記入し、変更後の「許可区分」、「委任の有無」、「代理人区分」「2年間の平均業務実績高」を入力又は記入してください。「2年間の平均業務実績高」は直近の2年間の決算に基づき記載してください。

申請できる業種（業務区分）は、本店又は主たる営業所と代理人を置く委任事業所を合計して「5業種」までです。5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は重ねて申請（重複登録）はできません。

また、一度審査を受けた業種（業務区分）の変更はできませんが、「業務分類」については変更することはできます。

※取り下げた業種及び新規業種の年度途中の追加は受け付けませんのでご注意ください。

(4) 「登録状況」欄は、希望業種ごとに本店又は主たる営業所において登録のある場合、「1」を記入してください。登録がなくなった場合は空欄にするか二重線を引いてください。登録が必要な業種は①「受注希望」を取下げの必要があります。

(3) 「委任の有無」欄は、代理人を置く場合に「1」を記載し、代理人を置かない場合は空欄にするか二重線を引いてください。

なお、代理人を置く場合は、別途「様式第2号 委任状」が必要となります。

(4) 「代理人の登録状況」欄は、希望業種ごとに代理人を置く委任事業所において登録のある場合、「1」を記入してください。登録がなくなった場合は空欄にするか二重線を引いてください。

(6) 「申請業務に係る常勤役員・使用人」欄は、申請日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、設計・調査・測量に係る職員の実人数を記載してください。他の業種で計上したものは、「申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人」欄に記載してください。

様式第5号 競争入札参加資格審査（変更） 個別申請情報〔物品・その他〕

任意様式 不可

申請していた業種の「受注希望の取り下げ」、又は「委任の有無」、「受注希望業種分類」の変更がある場合に再提出してください。

本様式の記載にあたっては、当初申請したものを基本とします。当初申請した様式のコピーを二重線で修正して頂いても構いません。

(1) 取り下げの場合：

「申請内容」の欄で「取り下げ」を選択又は記入し、取り下げる業種を「申請業種欄」及び「受注希望業種分類欄」で選択又は記入してください。その他の項目については、記入の必要はありません。

※取り下げた業種及び新規業種の年度途中の追加は受け付けませんのでご注意ください。

(2) 変更の場合：

「申請内容」の欄で「変更」を選択又は記入し、変更する「申請業種欄」及び「受注希望業種分類」を選択又は記入してください。「2年間の平均業務実績高」の欄は、直近の2年間の決算に基づき記載してください。

なお、「受注希望業種分類」については、最大「10業種」までとし、変更（増減）することはできません。

(3)「委任の有無」欄は、代理人を置く場合に「1」を選択又は記入し、代理人を置かない場合は空欄としてください。

なお、代理人を置く場合は、別途「様式第2号 委任状」が必要となります。

(4)委任先が複数になる場合は、当組合にご確認ください。

(6)「受注希望業種分類」で、「下水道（管更生）」選択した場合は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可（「土木一式工事」又は「管工事」）を受けている必要があります。建設業許可（「土木一式工事」又は「管工事」）が更新できない場合は「受注希望業種分類」から「下水道（管更生）」を取上げる必要があります。

(7)「申請業務に係る常勤役員・使用人」欄は、申請日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、設計・調査・測量に係る職員の実人数を記載してください。他の業種で計上したものは、「申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人」欄に記載してください。

様式第6、7、8号 営業所一覧表

任意様式 可（ただし、記載された内容が満たされている場合に限り。）

○（建設工事の場合）様式第6号 建設業の許可を受けた営業所一覧表

建設業法上の許可を受けている営業所のみ記載してください。営業所等に代理人を置く場合は、その営業所の許可業種の範囲内で委任することができます。必要な建設業の許可を受けていない支店・営業所、役員・従業員等の自宅等を登録することはできません。

なお、許可を受けている業種について、「許可業種」欄に該当番号を記載してください。

（一般建設業：「1」、特定建設業：「2」）

○（設計・調査・委託の場合）様式第7号 営業所一覧表〔設計・調査・測量〕

測量法、建築士法、その他関係法令の規定により、登録を受けている営業所について記載し、営業所ごとに登録をしている業種について、「1」を記入してください。

営業所等に代理人を置く場合は、その営業所の登録業種の範囲内で委任することができます。必要な許可や登録を受けていない支店・営業所、役員・従業員等の自宅等を登録することはできません。

○（物品・その他の場合）様式第8号 営業所一覧表〔物品・その他〕

営業所ごとに、その営業所で営業することができる業務（法令の規定により営業所ごとに許可・登録・免許等を要する業種についてはその範囲）について記載してください。「業務区分」欄は、「業種一覧表〔物品・その他〕」の「業種」に基づき記載してください。

様式第9号 営業所案内図

任意様式 不可（組合様式を出力後、手書き等により作成したもので可とします。）

本様式は、組合に対して契約権限を有する本店・支店・営業所等が坂戸市・鶴ヶ島市内に所在する者のみ提出してください。案内図の縮尺は任意としますが、付近の公共施設・店舗等の目標物を記載してください。

様式第 10 号 営業所写真

任意様式 不可 (組合様式を出力後、写真を貼り付けたものでも可とします。)

本様式は、組合に対して契約権限を有する本店・支店・営業所等が坂戸市・鶴ヶ島市内に所在する者のみ提出してください。添付する写真は次の要領で撮影し、営業所案内図の裏面に糊付けしてください。

[写真の撮影要領]

- ① 建物の外観全景写真 (カラー・サービス判) …… 1 枚
- ② 事務所・店舗等の内部写真 (カラー・サービス判) …… 1 枚
(できるだけ広範囲が写るように撮影してください。)

様式第 18 号 組合員名簿 (組合等)

任意様式 不可

申請者が、協同組合、協業組合、その他の組合等の場合に提出してください。

【行政機関等から交付（作成）してもらい添付するもの】

登記事項証明書（法人に限る）＜写し可＞

申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、その後の変更がなく現状を反映しているものに限りです。

原本がA4判のものはそのまま、原本がB5判のものは見開きで（原本2ページ分＝B4判）A4判に縮小コピーして提出してください。

住民票（個人に限る）＜写し可＞

個人事業主の場合、住民票のほか、身分証明書（本籍地の市区町村で発行）及び「後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書」が必要となります。

身分証明書、後見登記ファイルに記録がないことの証明書（個人に限る）＜写し可＞

この書類は、契約締結能力があるかどうかを確認するために必要なもので、申請日前3ヶ月以内に東京法務局後見登録課が発行したもので、現状を反映しているものとします。

申請書は、お近くの法務局・地方法務局・法務省のホームページ等で入手できますが、発行は東京法務局以外ではできません。証明書は郵送でも請求できます。なお、法人の代表者や代理人については必要ありません。

詳しくは、「東京法務局後見登録課 電話03-5213-1234（代表）」へお問い合わせください。

法務省のホームページ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

許可行政庁に提出した変更届の写し

申請日現在有効な許可（全業種）についてのものを提出してください。変更届の変更事項の抜粋でもかまいません。許可行政庁の受理印のある書類を提出してください。

法人市町村民税の納税証明書又は営業証明書＜写し可＞

申告先の市町村長より、申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、その後の変更がなく現状を反映しているものに限りです。審査基準日（直近の決算日）で納期限が到来している1年度分の「法人市町村民税」に係る納税証明書を提出してください。（未納の税額がない旨の記載があれば納税額の記載の有無は問いません。）

様式は、各市町村が定めるもので結構ですが、必ず、前記の要件が確認できる事項が記載されている証明書とします。

法人市町村民税の納税証明に関することは、事業所の所在する市区町村の法人市町村民税担当へおたずねください。

なお、提出された納税証明書に関しては、本件入札参加資格審査以外の目的に使用しないこと及び秘密事項として第三者への公表はいたしません。

未納税額（延納を含む）がある場合は、理由を問わず受けません。

申請書に添付が必要な納税証明書一覧表

区分	税目及び発行者
本社で登録の場合 (代理人を置かない場合又は代理人の所在地が本社と同一市区町村の場合)	① 本社の所轄税務署長が発行する「消費税及び地方消費税」の納税証明書 ② 本社の所在する市区町村長が発行する「法人市町村民税」の納税証明書
支店・営業所に代理人を置く場合	① 本社の所轄税務署長が発行する「消費税及び地方消費税」の納税証明書 ② 本社の所在する市区町村長が発行する「法人市町村民税」の納税証明書 ③ 代理人を置く支店・営業所の所在する市区町村長が発行する「法人市町村民税」の納税証明書

(注1) 東京 23 区の場合、②及び③については、法人都民税（本店又は支店・営業所を管轄する都税事務所長発行）と読み替えてください。

(注2) 「法人市町村（都）民税」は、法人税（国税）ではありませんのでご注意ください。

審査基準日以降に本社を新たに設置又は移転した者又は代理人を置く支店・営業所を新たに設置、移転した者（基準日現在で納税義務が発生していない者）は、当該事業所の所在市区町村長の発行する営業所設置届を行っている旨の「営業証明書」を必ず添付してください。

総合評定値通知書の写し（経審）

総合評定値通知書（経審）の有効期間は、「**審査基準日（決算日）から1年7か月**」となっています。更新後、最新の総合評定値通知書（経審）の写しを送付してください。

その際、許可区分等が変更されている場合は、速やかに、変更申請をするようにしてください。

また、毎年度の決算終了なお、**有効期間内の総合評定値通知書（経審）の送付がない場合、契約の締結（指名）ができない原因となります**ので注意してください。

更新後の提出については、組合から提出要請の通知や連絡はいたしません。

各申請者において有効期限を確認の上、自主的に提出（郵送可）してください。

2 届出（任意様式）

資格審査申請者は、次の事項が生じたときは、事実を証する書類を添付して直ちに管理者に届け出なければなりません。

- ① 成年被後見人で復権を得ていない者となったとき
- ② 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき
- ③ 営業停止命令を受けたとき
- ④ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- ⑤ 金融機関に取引を停止されたとき
- ⑥ 官公需適格組合として申請をした者が、その証明を受けられない者となったとき
- ⑦ 会社更生法による更生手続開始の申立て、更生手続開始の決定、更生計画の認可があったとき
- ⑧ 民事再生法による再生手続開始の申立て、再生手続開始の決定、再生計画の認可があったとき
- ⑨ 役員・使用人等が、贈賄・談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ⑩ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の規定による排除勧告又は課徴金納付命令を受けたとき
- ⑪ 埼玉県内で、工事事故等を起こしたとき

3 参加資格の再審査 ※再審査の場合は、総務課総務担当まで事前にご連絡ください

相続、合併、分割、営業譲渡により資格審査申請をした者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、「競争入札参加資格再審査申請書（様式第 21 号）」及び、「当初申請した書類（様式第 1～3、6、9～11、14、17～19 号）」のうち変更のあったものに、下記の関係書類を添えて再審査の申請をしなければなりません。

再審査の申請の詳しい方法等については、下水道組合へ問い合わせください。

〔関係書類例〕

- ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要）
- ・合併（統合）等に関する株主臨時総会議事録
- ・合併（統合）等契約書
- ・消滅する法人の登記事項証明書（閉鎖が記されているもの）
- ・継承する法人の登記事項証明書
- ・法人市区町村民税の営業所を設置した旨の「営業証明書」
- ・総合評定値通知書の写し（経審）

4 参加資格の抹消

(1) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、名簿から抹消します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の競争入札に参加させないこととされた者
- ② 法人の解散又は個人事業主の死亡から90日を経過したとき
- ③ 金融機関から取引を停止されたとき
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき
- ⑤ 刑法第96条の3第2項（競売等妨害・談合）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき

(2) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、名簿から抹消することがあります。

- ① 届出を必要とする事項についての届出を怠ったとき
- ② 営業停止命令、営業の休止・再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについての届出を怠ったとき
- ③ 資格審査申請書、変更届、添付書類等に虚偽の記載をしたとき

問い合わせ先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

電話番号 049-283-2051

組合ホームページ [<http://www.stgesui.or.jp/>]

持参又は郵送で受付します